

第 25 号 議 案

長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令 和 7 年 2 月 21 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例

長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（インターネット利用環境の整備） 第 4 条の 2 略 2 特定電気通信役務提供者（<u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律</u>（平成13年法律第137号）に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及びインターネットを利用することができる通信端末機器の販売又は貸付けを業とする者は、当該通信端末機器を少年が使用する場合は、当該役務の提供又は当該通信端末機器の販売若しくは貸付けの契約を締結する際に、少年が有害情報を閲覧し、又は視聴しないように、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他の必要な情報を提供し、その利用を推奨するよう努めなければならない。 3 略	（インターネット利用環境の整備） 第 4 条の 2 略 2 特定電気通信役務提供者（<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</u>（平成13年法律第137号）<u>第 2 条第 3 号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及びインターネットを利用することができる通信端末機器の販売又は貸付けを業とする者は、当該通信端末機器を少年が使用する場合は、当該役務の提供又は当該通信端末機器の販売若しくは貸付けの契約を締結する際に、少年が有害情報を閲覧し、又は視聴しないように、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他の必要な情報を提供し、その利用を推奨するよう努めなければならない。 3 略

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)

第4条の3 保護者は、次に掲げる場合において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下この条において「法」という。）第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービス（法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出をするときは、当該少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚では認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。）を携帯電話インターネット接続役務提供事業者（法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、前項各号に規定する契約（当該契約の内容を変更する契約及び当該契約の更新を内容とする契約については、同項の書面が提出される場合に限る。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、少年又はその保護者に対し、法第14条各号に掲げる事項その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書（電磁的記録を含む。）を提供しなければならない。

3～8 略

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)

第4条の3 保護者は、次に掲げる場合において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下この条において「法」という。）第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービス（法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出をするときは、当該少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚では認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を携帯電話インターネット接続役務提供事業者（同条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、前項各号に規定する契約（当該契約の内容を変更する契約及び当該契約の更新を内容とする契約については、同項の書面が提出される場合に限る。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、少年又はその保護者に対し、法第14条各号に掲げる事項その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。

3～8 略

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の2の改正規定は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）の公布等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。